

愛知県環境審議会総合政策部会会議録

1 日時 平成24年2月28日(火) 午前9時55分から午前11時50分まで

2 場所 愛知県自治センター4階 大会議室

3 議事

- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(中間とりまとめ)(案)
- (2) その他

4 出席者

委員11名、専門委員3名、説明のために出席した職員9名

5 傍聴人 3名

6 会議内容

- ・ 議事録の署名について、青木部会長が木村委員と大東委員を指名した。
- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(中間とりまとめ)(案)
 - ・ 資料1、資料2、参考資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【大東委員】 資料1の14ページでは、配慮書が作成されてからの流れが示されている。配慮書の案が公表された場合は、その案に対する県民等の意見の概要と事業者見解を含めた配慮書を作成して、知事等に送付するという流れでよいか確認したい。

【事務局】 配慮書の案を公表し、県民等への意見が聴取された場合は、御質問のとおり、県民等からの意見に対する事業者見解は、配慮書において明らかにされることとなる。

なお、配慮書の案の段階で県民等からの意見を求めた場合は、配慮書についての「意見聴取」、「意見書」、「意見概要・事業者見解の送付」の手続きはなく、知事や市町村長のみが配慮書に対して意見を述べることとなる。

【大東委員】 配慮書の案が公表された場合は、県民等から意見が述べられ、これらを踏まえて配慮書が作成され、知事や市町村長に送付されるという流れでよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【大東委員】 本文中には「配慮書の案又は配慮書」とあるが、配慮書の案の段階で

県民等からの意見を求める場合もこのフローの中に示した方がよい。

15ページの事後調査であるが、条例では、工事の着手後に事後調査が実施され、「事後調査報告書」が作成される。改正法では工事が終了した段階で「報告書」が作成される。ここにある点線で囲った「報告」は改正法での「報告書」を意味しているのか。

【事務局】 条例では、知事は、「事後調査報告書」の送付を受け、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができ、この知事の意見に対して事業者が講じた措置を知事に報告することとなっている。点線で囲った「報告」は、この知事の意見に対する事業者の回答という意味での報告であり、改正法における「報告書」のことではない。

【大東委員】 改正法での工事完了後の報告書は、改正法の流れでは、ここでいう「工事の完了届」の下にくるかたちとなるのか。

【事務局】 改正法の流れでは、そうなる。ただし、条例では、工事中だけではなく、供用後に事後調査が実施される場合がある。「工事の完了届」までの事後調査が工事中のものであり、「工事の完了届」の後に実施される事後調査は、供用後のものと御理解いただければと思う。

【大東委員】 内容的には、工事中や、供用後があるが、いずれも「事後調査報告書」というかたちとなるということによいか。

【事務局】 そのとおりである。

【稲垣委員】 配慮書の案の段階でのフローを示すようお願いしたい。

3ページの「(イ) 評価手法」であるが、「複数案が設定できない場合においては、その理由を明らかにする必要がある」ことが、複数案の検討よりも先に書かれているため、複数案は必ずしも設定しなくてもよいということが強調されてしまう。文章を整理していただきたい。

4ページの「(ウ) 名古屋市環境影響評価条例との関係」で、設定された複数案の中に、名古屋市の区域以外の区域が含まれている場合の取扱は、5ページに「名古屋市と調整する必要がある」と書いてあるが、条例案の作成段階ではもう少し整理しておく必要がある。

6ページの「キ 都市計画決定権者が行う配慮書手続」で、「配慮書手続においても、こうした都市計画特例を設けることが適当である」としているが、この特例には、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行うことと、環境影響評価の手続と都市計画の手続を併せて行うことの二つがある。配慮書手続における特例は、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行うことだと思うので、条例案の作成段階では整理しておいていただきたい。

8ページの「イ 風力発電所の追加」であるが、愛知県において風力発電所が増加していると断定した表現が気になる。再生可能エネルギー

に対する期待が高まっていることや、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されるという背景があること、いろいろある再生可能エネルギーの中でも風力発電所には低周波音等の課題があることを踏まえて、今回、対象事業に追加するという整理でよいのではないか。風力発電所は一時期、東三河で増加したこともあったが、現在はそうでもなく、敢えて、「比較的導入コストの低い風力発電施設が増加している」とまで言及する必要はないと思う。

【事務局】 配慮書の案の段階のフローを追加する。

複数案が設定できない場合は、やむを得ない場合のことであるので、御指摘のとおり修文させていただく。

4ページの「(ウ) 名古屋市環境影響評価条例との関係」であるが、事業実施区域が名古屋市の区域と名古屋市以外の市町村の区域にまたがる場合の具体的な事例としては、東部丘陵線があった。現行の条例においては、方法書以降の手續について、名古屋市長と協議して定めることとなっている。東部丘陵線の場合は、協議の結果、愛知県条例を適用することとなった。配慮書手續に関しても、例えば、名古屋市内に一つの案があって、それ以外の市町村内にもう一つの案が設定された場合の取扱について、名古屋市長と協議して定める旨の規定を設けたいと考えている。

配慮書手續の段階の都市計画特例に関しては、都市計画の案が都市計画に定められることが明らかな場合には、都市計画決定権者が手續を行うという規定を考えている。また、配慮書手續を事業者が行い、その後、都市計画に定められる事業については、事業者が行った手續を都市計画決定権者に引継ぐという規定も考えている。

風力発電については、御指摘を踏まえ、適切な記述に改めたい。

【吉久委員】 8ページの「イ 風力発電所の追加」であるが、その規模の要件については法の第二種事業相当規模とするとのことである。これまでの条例の考え方を踏襲することは、ある意味仕方がないこととは思いますが、現在の最大の風車の出力は1基あたり2,000kWである。規模の要件が7,500kWだとすると、2～3基では対象とならない。全国的にも愛知県は苦情が多いと言われており、1基で問題となっている事例もある。規模の要件をもっと下げることが検討する必要がある。

【事務局】 風力発電所の規模の要件については、国においても議論があった末で、1万kWとなったと聞いている。これより小さい規模でも苦情があることは承知しているが、これまで建設された風力発電所の出力ベースでのカバー率や、苦情等の発生状況から、1万kW以上が適当であるとされたと理解している。規模の要件については、法の第二種事業相当規模を条例の対象とすることで考えさせていただきたい。なお、東三河の市に

おいては、ガイドラインを作成し、より規模の小さい風力発電所についても事業者に環境影響評価も求めている。

【河野専門委員】 資料2に骨子と概要がまとめられているが、法がどのように改正されて、これに対して愛知県としてどう対応するのかが対比できる資料を1枚まとめていただきたい。

本文中で「配慮書の案又は配慮書」と記述しているので、フローにおいても示しておく必要がある。ただし、事業者サイドからすると、配慮書自体が方法書の案ではないかと解釈している。方法書の案に対する案があるのかは甚だ疑問はあるが、「配慮書の案又は配慮書」とすることで、解釈の余地を残したものと理解している。

8ページの1行目から2行目にかけて、「供用後も射程内とする条例による事後調査の制度」とあるが、「射程」という語句は必要なのか。

【事務局】 法がどのように改正され、条例でどう対応するのかについては、それを図示した資料を用意する。

配慮書の案の段階のフローについても用意させていただく。

8ページの1行目の「射程内」は、法又は条例の適用が及ぶ範囲という意味である。改正法では工事中の事後調査が制度化されたが、条例では工事中に加え、供用後も事後調査の対象範囲としているということである。

【河野専門委員】 わかりやすい表現でお願いしたい。

【青木部会長】 「射程内」という語句は最近よく使われるが、一般的な表現の方がよいと思う。

先ほどの風力発電所の規模の要件について御意見があればお願いしたい。

【広田委員】 市町村によっては風力発電所のガイドラインが作成されているということであるが、愛知県としての見解はどうか。

【事務局】 1万kW以上であれば、8割から9割程度をカバーすることができるといったことから、1万kWが規模の要件として適切であるという議論が国においてあったと聞いている。この考え方を踏まえ、法の第二種事業規模相当を条例の対象としたいと考えている。ガイドラインについては、1基、2基であってもフォローする手立てがあり、地元市として問題とならないようにしているという趣旨で御説明したものである。

【吉久委員】 愛知県では法の第二種事業規模相当を条例の対象としているが、他の自治体ではどうか。

【事務局】 風力発電所については、ほとんどの自治体では、これから検討されるのではないかと考えている。他の事業種についても一概には言えないが、県によってそれぞれの考え方があるものと認識している。

【吉久委員】 県によってそれぞれの考え方があるということであれば、愛知県の条

例においてもこれまでの考え方を必ずしも踏襲することもないとも言える。

【中村委員】 風力発電所の規模の要件の考え方は、総ワット数か。

例えば、風車が1基設置されていて、その隣接した場所で別の事業者が設置するようなケースでは、一つ一つの事業は小規模であっても、全体としては大きな規模となる懸念がある。

【事務局】 対象事業の規模要件は総ワット数で考える。例えば、2,000kWのものが5基設置されるのであれば、全体で1万kWであると判断する。

事業者Aが設置して、その横に事業者Bが設置するといった場合は、それぞれの事業者単位での事業規模で判断することになる。

【中村委員】 環境影響評価制度ではそうであろうが、結果的に、風車が立ち並ぶことを懸念している。

【稲垣委員】 過去に同じような事例として、ゴルフ場があった。流域において小さい規模のゴルフ場が次々に開発されたことから、流域単位で総量の管理をしなければならないという議論をした記憶がある。環境影響評価制度は事業単位の制度であり、事業間の調整を条例の中で規定することは難しい。県としては、風力発電所についても、必要に応じて条例とは別の方法で総量の管理といったことを考えていかなければならないと思う。

【中村委員】 名古屋駅前の高層ビルもそうである。事業者は、既に計画又は実施されている事業を考慮して環境影響評価を実施するが、地域全体としては相当な負荷となる。

先ほどの東部丘陵線の事例において、藤が丘駅付近も愛知県条例で環境影響評価が実施されたということではどうか。名古屋市内については名古屋市の環境影響評価審査会においても審査している。

【事務局】 愛知県条例の規定に基づいて環境影響評価の手続が実施された。名古屋市は関係市長の立場で知事に意見を述べ、その際、名古屋市の審査会で審査していただいたということである。

【中村委員】 制度としては愛知県一本であるが、実務としては、名古屋市内は名古屋市の審査会で審査され、全体としては県の審査会で審査された。両方で審査されたということが言いたかった。

【青木部会長】 中間とりまとめとして、「0.75万kW」という規模の要件をどうするか意見が出された。前回の部会で、県内の風力発電所の設置状況が資料として示されており、部会としては、風力発電所の規模の情報を共有し、その上で、法の第二種事業相当の規模を条例の対象とするとした議論の経緯がある。そうしたこれまでの議論を踏まえた上で、なお、規模の要件を「0.75万kW」から変更した方が望ましいというのであれば、そういった観点で意見をいただいた方がよいが、なかなか難しいことであると思う。

【事務局】 前回、風力発電所の設置の状況もお示ししたが、改めて、設置の状況、県として把握している今後の設置の予定、そして、法の第二種事業の規模とした考え方について、次回までに、資料でお示しするという事によろしいか。

【青木部会長】 事務局から提案があったが、異論はないようであるので、その方向でお願いしたい。

【浅野委員】 平成23年4月に環境影響評価法が改正され、平成25年4月に完全施行されることを受け、愛知県においても、配慮書手続が新設され、方法書の周知方法として要約書が作成され説明会が開催されること、風力発電所が対象に追加される旨の条例の見直しをすることである。愛知県が他の自治体の後手に回らないよう、この時期に条例の改正が検討されていることは適当と考える。

3ページの「(イ) 評価手法」で、「原則、複数案を対象に環境影響の比較整理により行うことが適当である」とある。前回の部会で、参考資料4として「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会(第6回)」の資料が示されたが、この3ページに「ゼロ・オプション(事業を行わない案)の扱いをどうすべきか。」とあり、その方向性として、「複数案に含めることが望ましい」という一文がある。愛知県としては「ゼロ・オプション」についてはどう扱うのか。

【事務局】 「ゼロ・オプション」については、本日の参考資料3の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(案)」では言及されていない。今回の配慮書手続は、事業を実施しようとする者が、個別の事業計画を検討する段階で実施するものであり、事業を行うか行わないかの検討は、その前の段階で行われるものと考えている。このため、「ゼロ・オプション」について言及することは考えていない。

【岡本委員】 3ページの「(イ) 評価手法」のなお書きのところが気になった。環境影響評価制度を知っている人にとっては当然のことかもしれないが、世間一般では、環境影響評価の結果次第で事業が中止できるのではないかという期待が大きいと感じる。環境影響評価制度はそういう制度ではないことを知らせる必要があるのではないか。環境影響評価制度について、わかりやすい説明を、わかりやすい場所に入れていただければありがたいと思った。

【事務局】 環境影響評価制度は、事業を止める、止めないを議論するための制度ではなく、事業を実施した場合の環境影響について事前に調査・予測・評価をし、いかに回避・低減を図っていくかという制度である。こうしたことから、なお書きにおいて、環境影響評価制度には、社会面や、経済面を含めるものではなく、あくまで環境面での比較整理であることを記述したものである。

- 【岡本委員】 一般の感覚とのギャップの大きさをどこで、どのように埋めればよいのか。環境影響評価制度がどういったものであるかということ伝える機会があればよいと思う。
- 【事務局】 環境影響評価制度そのものに関わる御指摘であると思う。法や条例においては、第1条に必ず「目的」があるが、事業を実施するにあたってという限定的な考え方である。事業を計画する段階のことは、別の制度があって然るべきかとは思っており、そうしたことの必要性は認識しているが、制度化まで至っていないのが現状である。
- 【大東委員】 計画段階配慮事項という名称からして、計画段階であるので「ゼロ・オプション」も当然あるものと一般の方は思う。環境省の技術検討委員会でも、いわゆる戦略アセスの考え方からすれば、「ゼロ・オプション」も含めて、計画段階で配慮するものであろうということで、議論が始まった。結果的には、この配慮書手続は、事業を実施しようとする段階のものであり、一般的な戦略アセスではなく、日本版の戦略アセスであるとされた。こうしたことをアピールしておかないと誤解を招くと環境省の技術検討委員会でも発言した。県においても、事業を計画した段階での計画段階配慮事項であると説明しないと混乱を招くと思う。
- 【事務局】 戦略アセスという語句が先行して、環境影響評価法でも戦略アセスが導入されたとの報道がなされている。県としても、そうしたアピールの仕方をすると誤った方向に行くのかと思っており、この資料1の中でも、戦略アセスという語句は敢えて使用していない。配慮書手続は戦略アセスとは違うものであると認識しており、誤解されないよう、情報を発信していきたい。
- 【大東委員】 パブリック・コメントでは、今回導入する配慮書手続が、いわゆる戦略アセスとは違うものであることがわかるようにした方がよいと思う。
- 【事務局】 パブリック・コメントを募集するにあたっては、概要を示すこととなっており、どのように示すとわかりやすいかといった点を考えたいと思っている。
- 【広田委員】 環境影響評価では自然破壊を止められないことを前提に捉えられると、これもまた誤解を生じるのではないか。現状ではそこまでの力をもっていないが、これからはどこを目指しているという書き方であれば、市民の方も現状を把握して、一人一人の働きかけも必要であるという認識をもってくれるのではないかと思う。来月、「ワースト・アセス・コンテスト」が、市民と国会議員が一緒になって行われると聞いているし、改正法案の審議の段階においても、さらなる見直しが必要であると衆参両院で決議されているなど、未だプロセスの途中にあるのが現状である。愛知県としては、COP10において「愛知ターゲット」が採択された中で、環境影響評価のあり方についてパブリック・コメントが実施され

ようとしている。

平成21年に「あいち自然環境保全戦略」が策定されたが、そうしたことへの言及がみられないのは残念である。こうした戦略との横の連携は何かあるのか。

【事務局】 環境影響評価制度は一定の成果を挙げてきたと思っているが、御指摘の点について、すべてをこの制度の中で対応することは難しい。11ページの「(9) 今後の課題」において、上位計画・政策の段階における環境配慮についても、国の動向を踏まえながら、今後検討していく必要があると記述しているように、より早い段階での環境配慮についても今後の課題であると考えている。

環境影響評価の調査・予測・評価に係わる部分については、今後、環境影響評価指針の見直しの中で検討していくが、事業者には県の様々な計画や戦略を念頭において事業計画を立案してほしいと考えている。

【広田委員】 「今後の課題」のところに、現状では難しい内容であっても、今後は何をを目指すのかといったことが書けるとよいと思う。

【事務局】 自然環境、生態系の保全等について、愛知県が前向きな姿勢で臨んでいることに変わりはない。「あいち自然環境保全戦略」についても、「愛知ターゲット」を見据えた方向で、来年度から改正作業に入っていく予定である。また、環境影響評価制度において、知事意見を形成する過程では、県の計画や戦略も念頭に置いて審査をする。環境影響評価制度は手続を規定しているものであるが、具体的な評価は、愛知県の環境行政との整合性が図られているのかという視点でも行っている。

【広田委員】 10ページの「(7) 愛知県環境影響評価審査会の役割」の前文で、例えば、「あいち自然環境保全戦略」を基に審査するといったことが盛り込まれてもよいのかと思う。

【青木部会長】 愛知県としての環境政策についてのメッセージをより強く発信していくべきであるということが御発言の趣旨であると思う。しかし、本日の議論は、環境影響評価の制度をどのようにしていくかである。そこへ手続ではない、理念的なものや、政策的なものが入ってきて、それらを基に手続の話をする、手続がニュートラルなものでなくなってしまうので、そこは控えたいという説明であると思うが、それでよいか。

【広田委員】 了解した。

【河野専門委員】 この部会は、環境影響評価に係わる整理を行うものである。「ゼロ・オプション」に関する議論があったが、事業を実施しようとするにあたって、環境影響を考慮した上で、複数案を検討し、その中でよりよい計画としていくことが基本的な考え方である。環境影響評価の制度を認識し、この中での整理にしていかなければならない。環境負荷の観点からは「ゼロ・オプション」に勝る案はなく、愛知県内では事業を実施

することができないこととなる。企業側としても、環境への配慮に真摯に取り組んでおり、御理解をいただきたい。

【浅野委員】 何もしないことが一番よいことは重々承知している。また、社会面、経済面等を考慮しながら、未来に対してよりよい環境と経済を保っていくことが重要であることは理解している。一方で、「ワースト・アセス・コンテスト」が実施されたり、「環境アセスメント」という造語もあるように、環境影響評価制度にはいろいろな捉え方があると考えている。

愛知県がパブリック・コメントを実施するという貴重な機会を活かすためには、「中間取りまとめ」とは別に、一般の人にもわかりやすい表現で概要を作成し、愛知県の環境影響評価条例が配慮書手続等も盛り込まれることをはじめ、このように改正されるということを伝えていただきたい。生産者と消費者の間でも乖離があるように、事務局の情報量と県民一人一人の情報量には乖離がある。

【事務局】 御意見を踏まえ、パブリック・コメントを実施する際には、「中間取りまとめ」の内容が県民のみなさまに伝わるよう、できる限り工夫していきたい。

【大東委員】 4ページの「(イ) 法の第二種事業との関係」で、配慮書手続はこれでよいが、事後調査手続については、条例では工事完了後の事後調査も義務付けている。改正法では、工事完了の段階で1回、報告書を作成すればよく、後は自主的となっている。供用後の事後調査を避けるために、法での手続を行おうとする第二種事業が出てこないか懸念している。

【事務局】 法の対象事業についても、供用後における事後調査が必要な事業については、条例においてその実施を義務付けている。

【大東委員】 4ページの「(イ) 法の第二種事業との関係」では、配慮書手続のことしか記述されていないが、7ページの「(4) 事後調査」においても、わかりやすく記述しておくべきではないか。

【事務局】 7ページの「(4) 事後調査」において、これまでの条例における事後調査の制度は、法の対象事業も含めて継続していくことを記述しており、御理解いただきたい。

【稲垣委員】 3ページから4ページにかけての「(ア) 対象とする事業」であるが、条例の対象事業のすべてを対象とする理由を、柔軟な制度とすることとしているが、もう少し考えられたい。

【事務局】 配慮書手続を導入すべきであるとした、2ページの「ア 配慮書手続の必要性」と繋げて書くべきことかと思うが、御指摘を踏まえ、修文を考えたい。

【田中委員】 3ページの調査・予測と7ページの事後調査は、お互いに関連しているものか。例えば、調査・予測で30dB以下として、事後調査で30dBであったかどうかを確認するということか。

- 【事務局】 3ページでの調査、予測及び評価は、配慮書手続の中での既存資料を基に実施されるものである。14ページから15ページにかけて、手続のイメージを示しているが、方法書手続を経て決定した項目・手法により、調査、予測等の環境影響評価が実施される。予測に不確実性を伴う場合等については、工事中、あるいは供用後において事後調査として確認する。環境基準値が遵守されているかどうかを監視することもある。調査・予測・評価と事後調査は繋がっている。
- 【木村委員】 事業者と環境影響評価審査会は、お互いがどのような視点で判断し、評価しているのか。設定された複数案について、審査会ではどのような観点から審査していくのか。
- 【事務局】 環境影響評価制度では、事業者が事業の環境に及ぼす影響を事前に予測し、評価する。審査会は、事業者の予測や、評価は正しいのか、環境保全措置が十分であるのかといった観点で審査をする。配慮書については、例えば、A案とB案があって、それぞれの場所で事業が実施された場合の環境影響を比較して整理していくことになろうかと思う。
- 【大東委員】 どういった観点で審査していくかであるが、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」の方法書に対する山梨県の知事意見の中で、環境保全措置は何のために実施するのかが書かれていて、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものである」ことを十分に認識して事業者は環境影響評価を実施することを求めている。数値をクリアしていればよいという環境影響評価がよくあるが、それでは本来の趣旨ではないことを示したものである。愛知県も同じスタンスであると思う。
- 【木村委員】 審査会ではどのような審査がされるのか、事業者としてはどういったことを考慮すればよいのかといった、考え方の共有がなされていなければ、事業者がベストだと思ったとしても、審査会では全く違う方向に評価されることもあろう。考え方は見えるかたちしておくことが必要であると思う。
- 【事務局】 この部会では、改正法を受けた本県の制度のあり方を議論いただいているが、実際の環境影響評価の審査は、審査会で行っている。この制度のあり方を踏まえ、動物、植物、生態系といった詳細な技術的な内容については、審査会で検討いただき、環境影響評価指針において定めていくこととなる。個別の事業の審査は、審査会の各委員の判断も加わっていくこととなる。
- 【織田委員】 改正法を踏まえ、愛知県も条例を見直すということであるが、愛知県として何が目玉であるのかがよくわからない。特徴的なことは指針に盛り込んでいくのか。指針はどのように表明されるのか。
- 【事務局】 制度の肉付けの一つは、指針づくりの中にあると思っている。指針に

については、環境影響評価審査会に諮問し、議論いただくこととしており、その過程においてどのようなものが目玉になるかといったことはあるかと思う。自然環境、生態系についても、今後、審査会において議論いただきたいと考えている。

【田中委員】 風と温泉は似たところがある。みんなが共有した地下にある流れである温泉を、温泉部会では、できる限りみんなが平等に利用していただく中で、悪影響を生じさせないかを審査している。例えば、温泉を掘ったときに隣の200m先の別の温泉が出なくなってしまうことはないかといった観点や、掘削する際の排水、騒音等の観点から審査する。風も同じであり、みんなが共有している地球上に流れているものであり、いかにみんなが悪影響を生じさせないように利用していただくかである。

【青木部会長】 本日審議した「中間とりまとめ(案)」については、次回の部会で、とりまとめさせていただきたい。

事務局においては、本日の各委員からの御意見等に対応するとともに、環境省の技術検討委員会の最終的な報告書の内容を精査の上、必要な修正等をしておいていただきたい。

(2) その他

- ・ 特になし。